

P R E S S

2014年1月吉日発行

Vol.7

松本晶行
旭日双光章受章特集号

Contents

- [P1] ごあいさつ 松本晶行
- [P4] 松本先生と登録商標『銀装』 赤木宗成
- [P6] 松本先生の旭日双光章受章雑感 長山 亨
- [P7] お祝い 障害者の光明として 児玉憲夫
- [P8] 思い出の一言 千本忠一
- [P10] 闘うことを忘れるな～叱咤激励に感謝です～ 石野富志三郎
- [P12] 後輩から一言
- [P13] 事務局員から一言

GOTOH 梧桐

北尻総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル5階501号室
TEL 06-6364-0181(代) FAX 06-6364-0185

新年あけまして おめでとうございます 本年もよろしくお願い申し上げます

当事務所の松本晶行弁護士が昨年秋に叙勲（旭日双光章）を受けました。

全日本ろうあ連盟の副理事長を務めるなど、永年にわたるろうあ運動への貢献が認められての叙勲です。

松本は8歳の時に、流行性脳脊髓膜炎により失聴。その後の人生は、差別や偏見との戦いの連続でした。聞えないという理由で普通学校への復学を拒否され、大阪市立ろう学校小学部に編入。5年の2学期からろう学校に籍を置いたまま近くの小・中学校に通学。その後は、大手前高校、京都大学法学部に進学。今のような勉強サポート制度が充実していない中、教科書と参考書等を頼りに京都大学法学部を卒業。障害者に対する偏見が残る中、就職活動もままならず、高校生の時から目標にしていた司法試験を受験。口述試験をどのようにするのか。合格後の司法修習をどのように行なうのか。弁護士としての活動をどのように行うのか。依頼者や相手方との交渉、裁判所でのやり取りをどのように行うのか。「前例がない」との回答が繰り返される中、まさにフロンティアとして数々の扉を開け続けてきました。

松本が、叙勲の栄誉を受けることは、当事務所としても、また、共に活動する事務所所員としても誇りとするところであります。

このような経緯から、今回の事務所報は、これまでと若干異なり、これまでの松本の足跡を紹介する特集号とさせて頂きました。是非、松本のこれまでの活動の一端をご覧頂き、ろうあ者の置かれている状況、障害者の置かれている状況についてもご理解を賜りたくお願い申し上げます。

2014年（平成26年）1月吉日
北尻総合法律事務所

弁護士 桂 充 弘

ごあいさつ



弁護士

松本 晶行

旭日双光章を受章することになりました。すべては皆様方のご指導・ご支援の賜物と心から感謝し、お礼申し上げます。最初は、身に余ることと恐縮するともに、少々とまどいました。受章の対象が、ろうあ者・障害者への社会的理解を広め、権利保障の確立を目指す運動にあるからです。これは個人でできること

ではなく、全国のろうあ者が結束して活動し、築いてきたことですから、自分にお受けする資格があるのかと思いました。ただ、敢えて申し上げると、弁護士法は、第1条で「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定しています。私も、弁護士の一人として、その使命を追求してきました。

そして、障害者の一人、ろうあ者の一人としては、全日本ろうあ連盟に結集する全国のなかま達とともに、障害者・ろうあ者に対する差別をなくし、完全参加と平等を保障する社会の実現を追求してきました。今回の受章は、松本個人の名前になっていますが、内容と

しては全国のろうあ者とその活動に対するもので、私の名は、いろいろな文書にいつも書いているように「右代理人」の意味で出てくるものだろうと考えます。

私の弁護士登録は1966年4月。ろうあ者の運動に参加するようになったのもほぼ同じ頃でした。当時は、福祉事務所でも手話が通じず、ろうあ者の利用は不可能に近い状態でした。運転免許は聴力検査での補聴器使用さえ一切拒否されていました。銀行の住宅ローンも断られ、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師等々医薬関係の免許の殆どは「耳が聞こえない者、口がきけない者」を欠格事由として頭から閉め出していました。

そして半世紀近く。一步一步の積み重ねと2001年の欠格条項全面改正、その後の見直しがあり、法律による直接的な差別・排除は基本的にはなくなりました。

国連で制定された障害者権利条約の批准も、昨年12月に国会で決まりました。その時に、全国のろうあ者の代理人の一人として受章したのは、やはり嬉しいことです。

基本的な人権の擁護と社会正義の実現は、弁護士使命ですが、同時に福祉運動の目標です。この共通の目標のために、これからも進んで行きたいと念じております。引き続きよろしく願っています。

松本 晶行（まつもとまさゆき）

【職歴等】

弁護士（大阪弁護士会所属）

（1966年～現在）

大阪市立大学非常勤講師・障害者問題論

（1977年～2010年）

大阪府立大学非常勤講師・障害者問題論

（1986年～2003年）

1963年3月

京都大学法学部卒業

1963年10月

司法試験合格

1964年4月～1966年3月

司法修習生

1966年4月

弁護士登録（大阪弁護士会）

【主な訴訟参加】

点字署名訴訟

住民の直接請求の署名に点字を認めない地方自治法施行令を違憲とする訴訟

運転免許訴訟弁護団長

ろうあ者に運転免許を認めない道路交通法を違憲とする刑事訴訟

塩見訴訟第一次・第二次訴訟弁護団長

第一次Ⅱ韓国から日本に帰化した国民に障害福祉年金を支給し

ない国民年金法の規定を違

憲とする行政訴訟。

第二次Ⅱ国民年金法の国籍要件削除

改正後も前記帰化国民には

基礎年金支給を認めない付

則の規定を違憲とする行政

訴訟

二見訴訟弁護団長

大企業が、中途失明で視力障害にな

った社員を休職期間満了により解雇

したのは無効とする訴訟

【著書等】

障害者六法

(共編・鳩ノ森書房・1972年)

手話への招待

(共編・福村出版・1977年)

岩波講座・子供の発達と教育別巻

(共著・岩波書店・1980年)

法廷における手話通訳

(監修・全国手話通訳問題研究会・1983年)

聴覚障害者と刑事手続

(共編・ぎょうせい・1992年)

ろうあ者・手話・手話通訳

(文理閣・1977年)

実感的手話文法論試論

(全日本ろうあ連盟・2001年)

手話美しく〜伊東雋祐の歌

(全日本ろうあ連盟・2008年)

なんやろな、それ

手話「不明解語」あれこれ

(クリエイツかもがわ・2010年)

松本先生と

登録商標『銀装』



株式会社銀装
会長 赤木 宗成

松本晶行先生との出会いは、最初にして最大の商標侵害事件、銀装VS銀包装との闘いの勃発（昭和42〜43年）した頃であった。当時先生は北尻事務所へ入所されて2〜3年の新進気鋭、私も入社2年位で張り切っていた頃でした。相手方の、あられ中堅3社は袋の一部にアルミ箔（当然銀色です）を使

用したので、本来ならばアルミパックとでも表現すべき所を、ことさら登録商標『銀装』に類似している銀包装を使用したのです。確かに建前上は銀包装ではあったが、流通段階の末端の小売では著名な銀装と誤認、混同され結局は同一視され、銀装あられと変化し転化され、結果として商標権は侵害されたのです。それと言うのも、銀装と言う漢字―創業者赤木康夫の独創造語―は文字通り銀の装いと言う意味であり銀紙でくるんだ状態を指すと解釈できなくも無い、いわゆる真似され易い実に使い勝手のよい文字商標であった感も一概に否定はできない所もあったでしょう。しかし当時はチョコレート

を銀紙で包装しても決して銀装と言わずアルミのステンレス電車もまた同様に銀装とは絶対言わない事も歴然とした事実でした。にも拘らず3社は、銀装に容易簡便に転化しやすい銀包装を使い続けたのは、銀包装より銀装の方が圧倒的に優秀な実に真似をしたくなる様な断トツの文字商標である事を熟知して実行したのでしょう。登録商標『銀装』は、その出自からして造語とは言うものの状態を表す普通名称に転化しやすいと言う弱点を持っていた様な気がしました。残念ながら、この請求は最高裁まで行きましたが認められませんでした。それはさておき、商標『銀装』を絶対に普通名詞になる事だ

けは避けねばなりません。商標として
自他商品識別能力だけは守り通さねば
なりません。第二ラウンドのスタート、
死物狂の戦い、“絶対守る”が合言葉
でした。

そしてこの銀装商標防衛軍の参謀長
が我が松本先生であつたのです。その
後10年間の商標事件の出る事出る事、
実に雨後のタケノコの様相を呈しまし
た。その都度その都度先生からの指導
指示により対策を実行しましたが、ケ
ースバイケース具体的個別的に適切な
判断であり、この点は実に最適なる参
謀長殿であつたと有難く感謝致してお
ります。おかげさまでこの所は皆無
と言う様な状態となり本当に隔世の感

があります。普通名称化の問題ももう
心配する事も無いでしょう。この弱き
商標登録『銀装』は何とか当時の目的
を達成したと今や断言出来るのではな
いでしょうか。これもひとえに松本先
生のご尽力の賜物であると確信し、改
めて、また重ねて心より厚く御礼申し
上げます。

尚、松本先生はこの度旭日双光章を
目出度く受賞されました。心よりお祝
い申し上げます。今後ともますますご
健勝にて我々をご指導ご鞭撻の程宜し
くお願い申し上げます。



松本先生の 旭日双光章受章雑感



弁護士

長山 亨

松本鼎行先生がこの秋の叙勲で旭日双光章を受けられたのは、その実績からみて当然のことです。文句のつけようがありません。

何はともあれおめでたいことです。ただ、もう少し実績の中味を評価してもらってワンランク上の旭日小授章であるべきではなかったのか。少しも

の足りない気がしないではありません。ただど考えてみれば「たかが勲章されど勲章」というところかな……。受章のことよりも、これまでの松本先生の努力と成果に注目したいし又その立場を支持し、配慮された北尻先生の先見の「明」の確かさにも驚かされています。

私も近年は老年性難聴なのか耳が遠くなりコミュニケーションも必ずしも良好ではなくなりました。「言葉の音」の聞き分けができないもどかしさに悩まされることもあります。これも人生の有り様だと観念しています。今頃になって耳の不自由な人々のご苦労が分かるような気がしてきました。松本先生はこのような世界で同じ悩みを持つ

人々の生活の支えとなり自立心を育む運動に取り組んでこられたことについて、本当に頭が下がる思いです。

多くの人々が松本先生のお陰で自分の人生に開眼したのではないかと思われまふ。その功績はいくら高く評価しても評価しすぎることはないでしょう。

このたびの受章を足掛りとして、これから先も「耳の不自由な方々」の生活支援と自立のため今しばらくのご尽力をお願いしたい。

(先輩弁護士)



お祝い 障害者の光明として



弁護士

児玉 憲夫

松本さんの叙勲を心からお祝いたします。

松本さんの今回の受章は、就任した役職に従って、順次対象となる弁護士会関係のそれと違い、自らが同じ障害者でありながら、若い時から多くの聴覚障害者の方や家族に希望と生きがいを与え続けてこられた実績を表彰し讃えるもので、

すばらしい選定であると思います。

私は北尻法律事務所働いていた関係で、同事務所には聴覚障害者や、市立聾学校の教師の方などがよく出入りされており、その方々から、松本さんが小学三年生のときに重病を患い、聴覚を失われたが、大変頭が良く、文章も上手であり、優秀な生徒さんであるとよく聞かされておりました。その松本さんが、聾学校から、普通の高校に転籍し、さらには京大法学部に入學し、さらには司法試験を受験されることになり、北尻先生や聾学校の関係者から、丁度私が弁護士になったばかりでしたので、協力者のひとりになるよう松本さんを紹介されました。

しかし、私は手話もできなく、松本

さんとの十分なコミュニケーションもとれないままでしたが、彼はしっかり勉強し、京大を卒業した年の翌年には、見事に司法試験に合格されました。私の助言などは必要ありませんでした。

弁護士になって北尻法律事務所に入所した松本さんは、健常者に劣ることなく、弁護士の日常業務を遂行されて来ました。その努力とご苦労には、想像しがたいものがあると思いますが、その一端が、松本さんが著した「ろうあ者 手話 手話通訳」に記されています。同著の中で、松本さんは「耳が聞こえないことの最大の痛恨事は音楽が聞けない、歌が聞こえない（そして歌えない）」ということである…テレビに出て

くる歌謡番組が聞けたらどんなに楽しいか、カラオケスナックでママさんと一緒にデュエットが出来たら水割りのうまさもひとしおだろう」と書いていますが、私はこの一文を読むと涙がこぼれそうになります。

このような、健常者にはわかり難い思いや研ぎすまされた感覚を持った人々がいることを、多くの人々が理解する社会がまだまだ必要なのだと思います。

聴覚に限らず全ての障害者にとって、親身になって相談にのってあげられる弁護士、障害者の光明となる弁護士として、松本さん、これからも健康に留意し長生きして下さい。

(先輩弁護士・元大阪弁護士会会長)

思い出の一言



弁護士

千本 忠一

北尻総合法律事務所の皆さんには、松本晶行先生の秋の叙勲受賞を、心からお祝い申しあげます。

永年にわたり松本先生と関わらせて頂きました一人として、思い出の一言を述べさせて頂きます。

私と松本晶行先生の出会いは、今から45年程前のことになります。

それまで勤務していた会社を退職し、

法律に関われる仕事につきたいとの思いから、北尻得五郎先生の事務所を訪ねたことが契機になります。

当時の事務所は、中ノ島の川のすぐそばにあり、面接に対応して頂いたのが松本晶行先生でした。

先生の担当事務員ということで明日からでも出勤するように言われ、結局4月から昼間は事務所に勤務し、夕方から学校に通い続ける生活が始まりました。

当時、法律事務所事務員の仕事は、裁判所に提出する書類作成の為、カーボン紙を何枚か敷いて清書することが中心でした。その頃は、タイプが始まったばかりで、コピー機による複写等は、遠い世界でした。

私の「清書」はさぞかし関係者の皆様に迷惑をお掛けしたと思います。

松本先生の事務員として、もうひとつの仕事は、依頼者の方との打ち合わせ等に同席して、関係者の話を筆記して先生にお伝えすることでした。

その頃は、手話通訳や指文字といった方法は、まだそれ程普及していなかったようで、私には身につける能力ありませんでした。

裁判所の法廷や和解の席では、先生が最初に事務員同席の許可を求められ、事務所での打ち合わせと同じように裁判官や、時には書記官、相手方代理人の発言等を筆記して、先生に伝えることが大きな仕事でした。

法廷での筆談は、特に証人尋問や本人質問等、すべて筆記の必要が生じます。

その場合、「J」（裁判官）、「B」（被告）等、簡略表記で伝え、先生はそれで理解して頂いたようです。

私は三年足らずの間、先生の担当事務員をさせて頂き、その後司法試験の受験勉強に専念させて頂くことになりました。

思い起こせば、あれから数十年の年月が過ぎ、今では、同時通訳や、手話通訳が一般に普及し、テレビでも見られる時代になりました。

松本先生を始め多くの方々のご努力の結晶であることに敬意を表します。

松本先生、事務所の皆様、本当にお

めどうございます。

投稿の機会を与えて頂き、有難うございました。
（元北尻法律事務所事務員）



闘うことを忘れるな

（叱咤激励に感謝です）



一般財団法人
全日本ろうあ連盟理事長

石野 富志 三郎

このたび、松本晶行氏におかれましては、全日本ろうあ連盟の事務局長・副理事長など様々な要職を歴任し、多年にわたる全国のろうあ者の暮らしと権利を守るための活動と弁護士活動を精力的に尽くされた功績により、旭日双光章を授与されました。ご受章まことにおめでとうございます。

ご承知の通り、松本氏は8歳のときに高熱がもとで両耳が完全失聴となり、大阪市立ろう学校と地元の小学校に並行して通いながら、優秀な成績で卒業したのち、京大法学部を経て当時24倍という難関であった司法試験の合格を果たしました。松本氏はその後、北尻総合法律事務所で、日本で最初のろう者の弁護士としての活動を始められます。その後の松本氏の獅子奮迅のご活躍は皆様ご存知のことと存じます。

松本氏は、だれに対しても偏見なく常に公正な態度で接し、知性とユーモアあふれるその誠実な人柄もさること

ながら、目的達成に向けて真摯に取り組む姿に、全国のろうあ者、手話関係者のみならず多くの方々から厚い信頼を集めておられます。

先日、たまたまある月刊誌「me」（現在は廃刊）で同氏の若いときの写真グラビアを目にしました。ガリガリのような、でもないような、イケメンのような、でもないような青年、喫煙姿もカッコよくジブリ映画「風立ちぬ」モデルの堀越二郎のようでした。今でも松本氏はすぐく女性にもて、「素敵!」「カッコイイ!」とお声がかかっておられます。

私が連盟理事長を任命されてから本日まで来られたのは、同氏から繰り返し叱咤激励された言葉「闘うことを忘れるな」この言葉があったからこそだと思っています。感謝を申し上げると共に、心から松本氏をご尊敬申し上げます。

これからもご自愛くださると共に、ろうあ者の暮らしと権利を守るために、引き続き、偉大な先輩に続く、私たち後進をご指導いただければと思います。

また、栄えある叙勲の陰にあつて、今までひたすらに松本氏を支え、またご労苦をされて来られました奥様を始めとするご家族、そして北尻総合法律事務所の皆様さまに対し、心から敬意を表し、また皆さまにもお祝い申し上げます。





後輩から一言



桂 充弘

叙勲の是非については、色々御意見があるかと思います。しかし、毅然と差別に立ち向かったこれまでの松本弁護士の功績は揺るがないはずです。後に続く者として、改めて弁護士を目指した頃の想いを再確認しています。



工藤 展久

あけましておめでとうございます。
松本弁護士は私にとって、弁護士という職業上の師匠です。この度の叙勲はろう者運動における功績に対してのものです。松本弁護士としての職務への功績にも光が当たればと思います。私の近況は相変わらず「仕事漬け」の日々ですが、若手弁護士が入って徐々に力を付けてきておりますので、私自身の生活はもう少し改善しようと思っております。



壇 俊光

松本弁護士は、とても若いです。いまだに、事件の法的構成を考えては若手と議論します。松本弁護士としての生き方は学ぶところが多いです。いまだに、相川弁護士や工藤松本弁護士と並ぶのを嫌がります。足の長さを比べられるのが嫌だそうです。あきらめの悪さも学ぶところが多いです。



今村 昭悟

当事務所に入所するにあたって、私が最初に学んだ手話は「はい」「了解しました」「大丈夫です」でした。当事務所の壇松本弁護士の最初に学んだ手話が「違う」であったことと、好対照だと言われております。



相川 大輔

正月が来ると、松本弁護士としての一步を踏み出した頃を思い出します。今日に至るまでの、松本弁護士の若輩の私への配慮と、時に厳しく、しかし温かい指導を忘れることはできません。その指導に応え、精進していきたいと思います。



事務局員から一言

菱田伊津美

松本先生、叙勲おめでとうございます。手話を学ぶ一個人として、担当事務員として、ろうあ運動に心血を注がれる姿と、弁護士の職務に粉骨砕身される姿の、両方を見て参りました。その姿は正に「男前」です。衷心より御祝い申し上げます。

佐貫麻希

2～3日松本先生が事務所にいらっしゃらないことがあります。ご自宅でゆっくりなさっているのかと思いきや、講演会のため遠方へ出張しているとのこと（よくあります）。これからもお元気でご活躍下さい。

井上由梨

叙勲という明るいニュースに、心からお祝い申し上げます。先生はいつも北尻に元気と笑顔を運んで下さいます。事務所で嬉しいことがあれば、誰よりも大きな声で万歳三唱し喜んで下さいます。この度は、先生に負けにくいぐらいの意気込みで万歳三唱をお贈りしたい気持ちです。

畑
結実

この度は大変おめでとうございます。
このような素晴らしいご受勲を近くでみさせて頂きこんなに嬉しいことはありません。
心からお祝いを申し上げますとともにますますのご活躍をお祈りいたします。

鈴木佑香

この度は、先生の長年のご功績が認められましたこと、心より喜んでおります。
私は、こちらの事務所のお世話になって、まだ間もないですが、これからもご指導宜しくお願い致します。
これからもお身体に気を付けられまして、益々のご活躍お祈りしております。





北尻總合法律事務所